

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年1月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	<p>市町村(特別区を含む。以下同じ)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して構築している。</p> <p>船橋市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票又は除票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>①異動入力機能 : 届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 ②照会機能 : 住民基本台帳を検索、照会する機能 ③帳票発行機能 : 住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行や、付帯帳票の発行機能 ④一括処理機能 : 転入通知や出入国在留管理庁通知等に基づく異動を一括で住民基本台帳に記載する機能 ⑤庁内連携機能 : 庁内の各システムへの基礎データとして利用するため、宛名システムや他システムへの連携機能 ⑥庁外連携機能 : 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネットワークシステム」という。)や出入国在留管理庁等の庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の收受を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住基ネットゲートウェイシステム)</p>

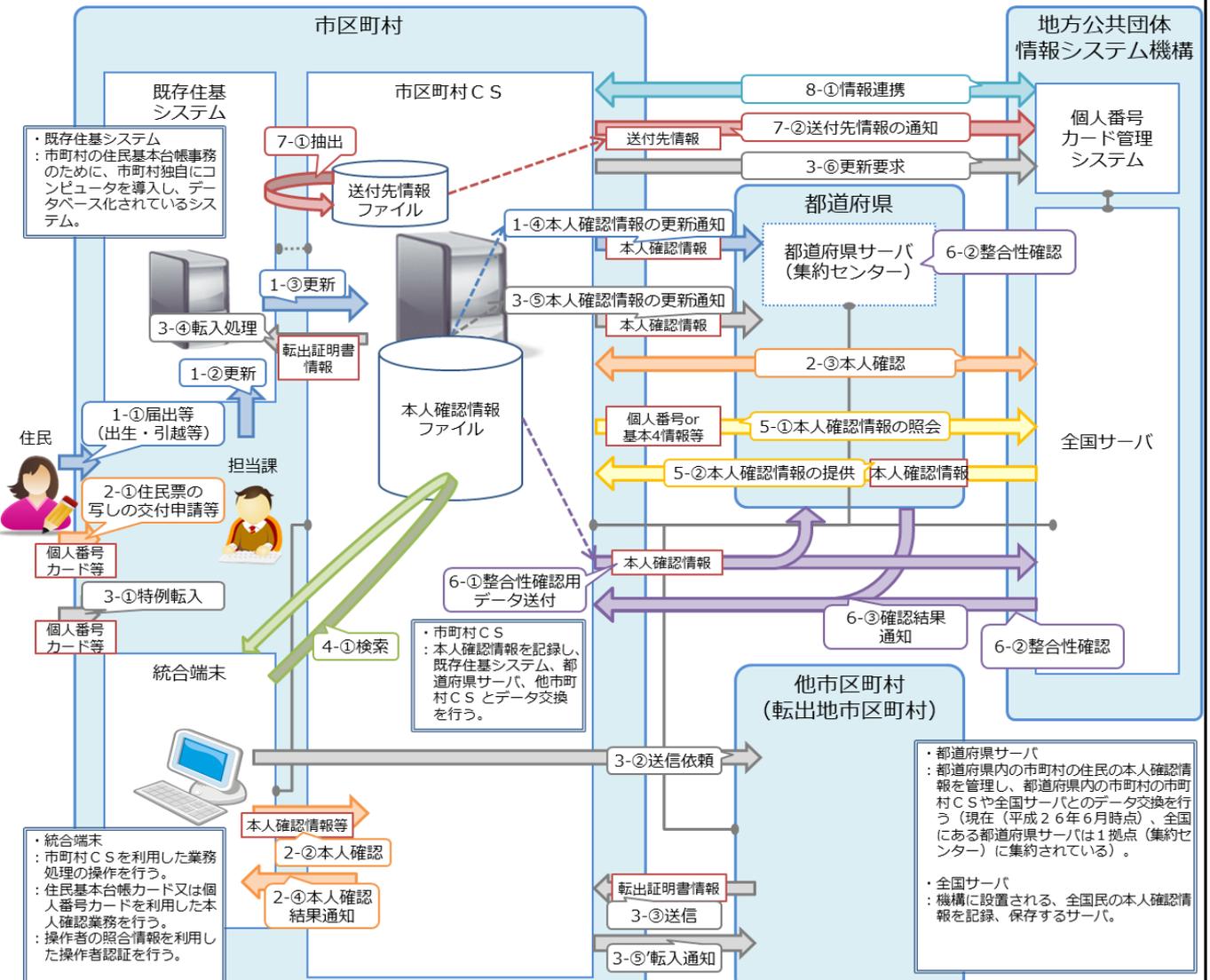
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバー（以下「市町村CS」という。）において管理がなされているため、以降は、住基ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	<p>①本人確認情報の更新：既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>②本人確認：特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>③個人番号カードを利用した転入（特例転入）：転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>④本人確認情報検索：統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑤機構への情報照会：全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑥本人確認情報整合：本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>⑦送付先情報通知：機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>⑧個人番号カード管理システムとの情報連携：機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （住基ネットゲートウェイシステム）</p>
システム3	
①システムの名称	住基ネットゲートウェイシステム
②システムの機能	<p>①住基ネットワークシステム連携機能：住基ネットワークシステムへの本人確認情報の連携機能、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市町村間の通知機能</p> <p>②在留カード等発行システム連携機能：在留カード等発行システムと連携し、出入国在留管理庁通知情報の取込、市町村通知情報の作成を行う機能</p> <p>③文字同定機能：住基ネットワークシステムと既存住基システムとの文字同定や在留カード等発行システムとのデータ連携時の文字コード変換機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （団体内統合宛名システム・在留カード等発行システム）</p>

システム4	
①システムの名称	証明書発行システム
②システムの機能	<p>①既存システム連携機能：既存システムから証明書情報を連携する機能</p> <p>②証明書発行機能：庁内にある証明書交付システムから証明書を発行する機能</p> <p>③コンビニ交付機能：証明書交付センター（J-LISが運営管理）からの要求に応じて証明書自動交付を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他（戸籍システム・J-LIS証明書交付センター）</p>
システム5	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。</p> <p>③情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能：自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能：自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能：セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能：自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他（団体内統合宛名システム）</p>
システム6～10	

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号)</p> <p>(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(番号整備法)(平成25年5月31日法律第28号))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(船橋市が提供)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、48の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、91の項、92の項、96の項、106の項、108の項、110の項、112の項、115の項、118の項、124の項、129の項、130の項、132の項、136の項、137の項、138の項、141の項、142の項、144の項、149の項、150の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、163の項、164の項、165の項、166の項</p> <p>(船橋市が照会)</p> <p>:なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市市民生活部戸籍住民課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

(2) 本人確認情報ファイル及び(3)送付先情報ファイル



※個人番号カードに係る事務 (個人番号通知書/個人番号カードの発行・送付など) については地方公共団体情報システム機構 (機構) が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

(備考)

上記図は、市町村CSと機構を中心とした事務の流れである。上図の「市区町村」は「船橋市」、「市区町村CS」(以下、市町村CSという。)

は「船橋市CS」を表している。

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-② 市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③ 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④ 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②、③ 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④ 全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-① 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-② 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。
- 3-③ 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④ 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤ 市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-① 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-① 機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

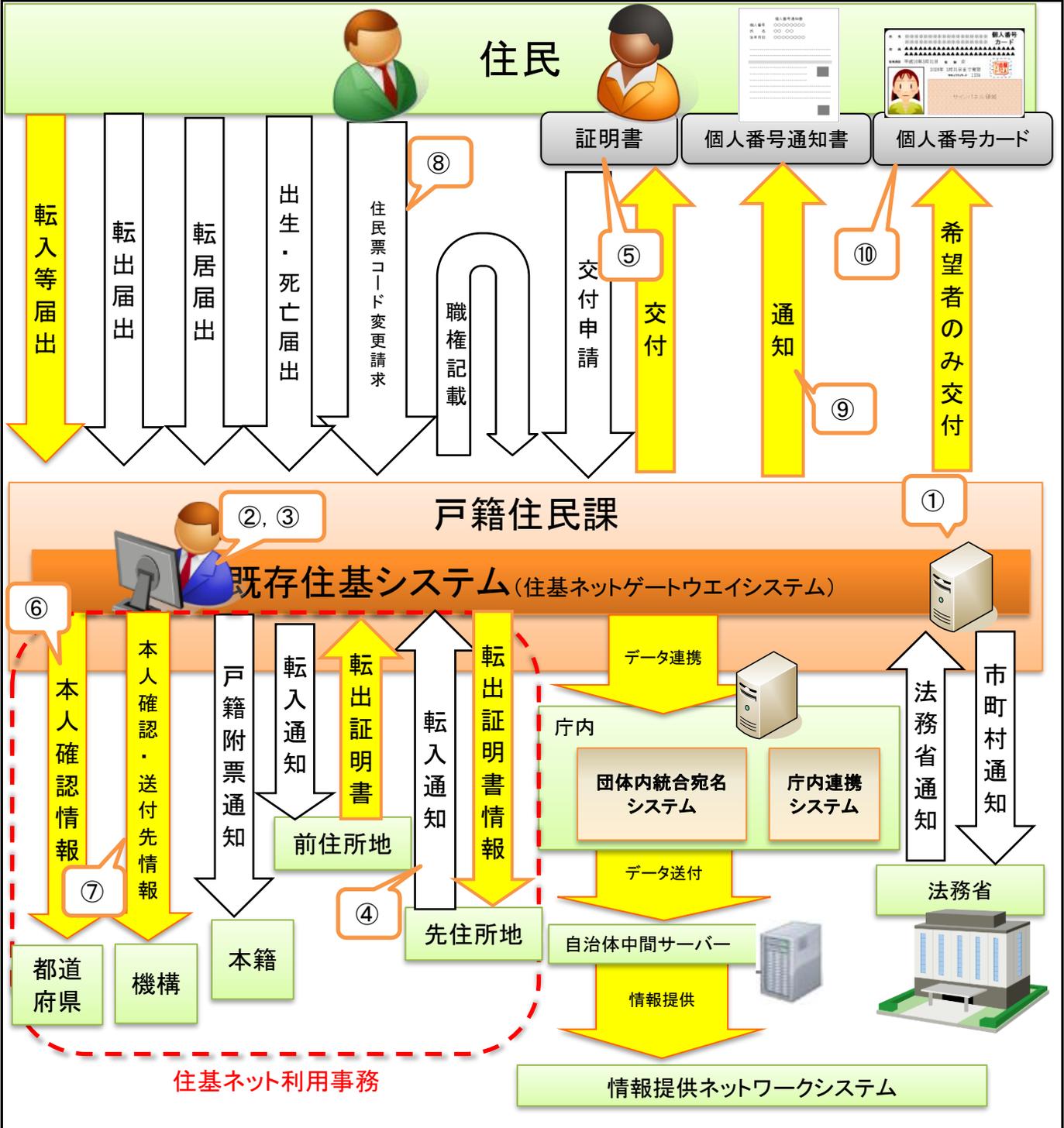
7. 送付先情報通知に関する事務

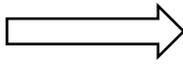
- 7-① 既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

(別添1) 事務の内容

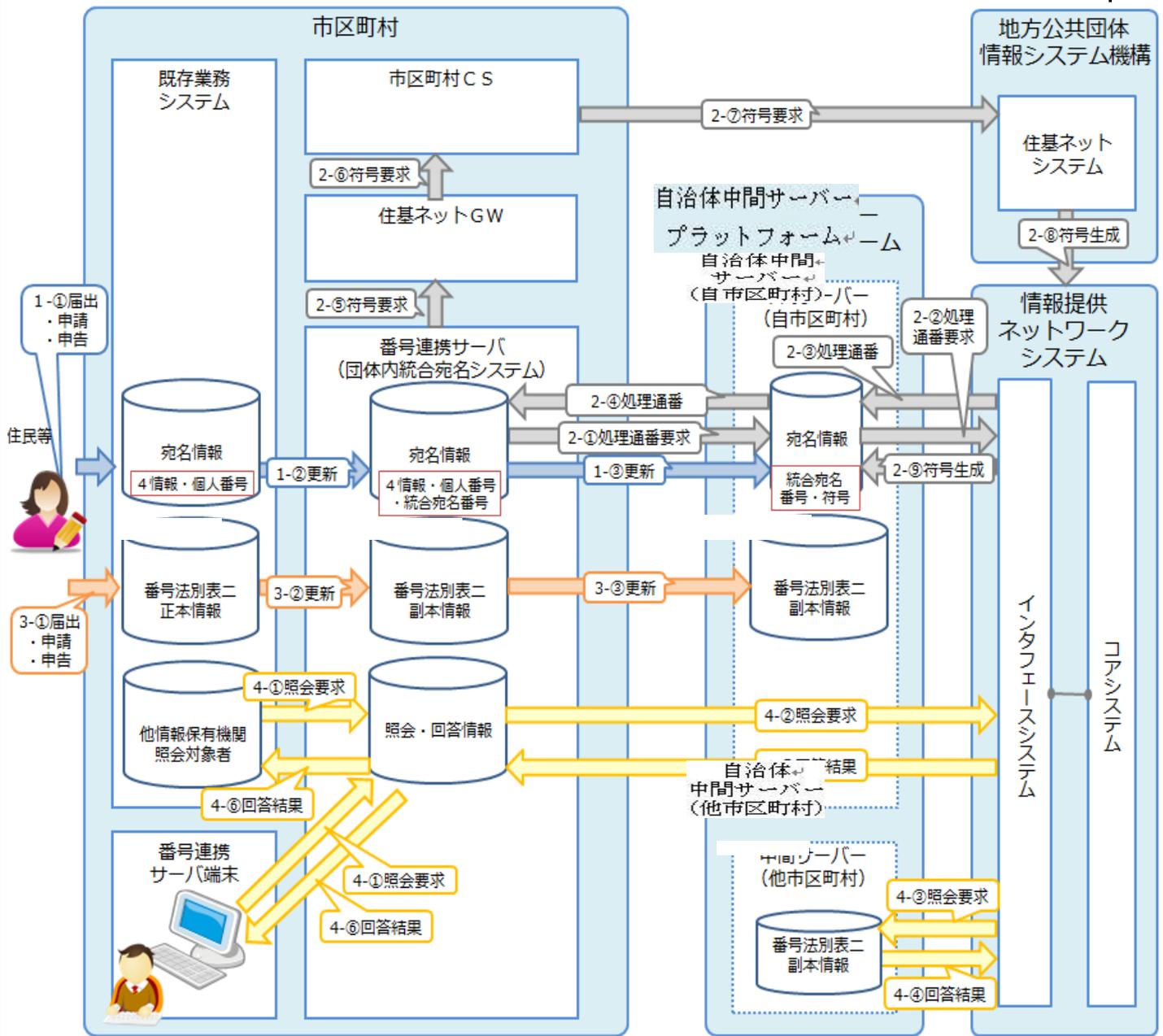


(備考)  特定個人情報の流れ  それ以外の情報の流れ

(1) 住民基本台帳ファイル、既存住基システムを中心とした事務の流れ

- ①. 住民基本台帳の作成
個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。
- ②. 届出等に基づく記載等
転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票又は除票の記載、消除又は記載の修正。
- ③. 正確な記録の確保
住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置。
- ④. 転入通知
転入届に基づき住民票を記載した際の前住所地に対する通知。
- ⑤. 住民票の写し等の交付
本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付。
- ⑥. 都道府県に対する通知
住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知。
- ⑦. 機構への照会
地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会。
- ⑧. 住民票コードの変更
住民からの請求に基づく住民票コードの変更。
- ⑨. 個人番号の通知等
個人番号の通知及び個人番号カードの交付。
- ⑩. 本人確認
個人番号カード等を用いた本人確認。

(別添1) 事務の内容



(備考)

上図は、特定の個人に関する市町村が保有する情報を自治体中間サーバに格納し符号を付番する仕組みと、自治体中間サーバを通じて情報提供ネットワークシステムと連携する仕組みを記述したものである。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう。以下同じ。)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されており、住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用するため。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令の特定個人情報の照会及び提供の事務において、個人番号に代えて利用する個人番号対応符号の取得に利用するため。照会及び提供の事務において、個人番号に代えて利用する個人番号対応符号の取得に利用するため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="radio"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・住基法第7条の住民基本台帳の記載事項であるため。 ・番号法第7条、第17条による個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付事務を行う上で必要となるため。 ・住基ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月13日
⑥事務担当部署	船橋市市民生活部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用													
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()												
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()												
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出等、住民基本台帳の記載事項に変更または新規作成が生じた場合に都度入手する。 ・他自治体にて更新された住民基本台帳情報を住基ネットワークシステム経由で、日次の頻度で取得する。 												
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで住民基本台帳情報を管理する必要があるため。												
⑤本人への明示	番号法第44条及び住基法第7条の規定により明示されている。												
⑥使用目的 ※	住民基本台帳への記録、各種証明書の発行、個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付、個人番号の指定を行うために住民票に記録されている住民全員の住民基本台帳情報を正確に更新・管理する。												
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—										
変更の妥当性	—												
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>戸籍住民課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所、津田沼連絡所、三山連絡所、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	戸籍住民課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所、津田沼連絡所、三山連絡所、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
	使用部署 ※	戸籍住民課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所、津田沼連絡所、三山連絡所、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所											
使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
<選択肢>													
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満												
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満												
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上												
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳への個人番号の記載および、住民票の写し等の証明書への個人番号の記載に必要なため。 ・本人への個人番号の通知(個人番号通知書を発行する機構への情報連携)、個人番号カードの交付に必要なため。 ・窓口事務における本人確認書類からの検索キーとして使用するため。 ・番号法第9条に基づく個人番号利用のため。 <table border="1"> <tr> <td>情報の突合 ※</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で検索を行い突合する。 ・機構より個人番号が通知された際に、氏名・生年月日・住所・性別等の本人情報と突合する。 </td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 ※</td> <td>個人に着目した分析・統計は行わず、住民基本台帳情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>該当なし</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で検索を行い突合する。 ・機構より個人番号が通知された際に、氏名・生年月日・住所・性別等の本人情報と突合する。 	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、住民基本台帳情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし						
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で検索を行い突合する。 ・機構より個人番号が通知された際に、氏名・生年月日・住所・性別等の本人情報と突合する。 												
情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、住民基本台帳情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。												
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし												
⑨使用開始日	平成27年7月13日												

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	既存住基システム運用支援・改修業務委託
①委託内容	既存住基システムの運用支援と改修に関わる業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 区域内の住民(消除者を含む。)
	その妥当性 既存住基システムの運用支援と改修に関わる業務において、バックアップデータを作成する際等に、すべての住民基本台帳ファイルを取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁外の保守用端末)
⑤委託先名の確認方法	市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。
⑥委託先名	富士通JAPAN株式会社 千葉支社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑨再委託事項 既存住基システム運用支援・改修業務委託の一部を再委託している。
委託事項2～5	
委託事項2	証明書発行システム運用支援業務委託
①委託内容	証明書発行システムに関わる支援業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 区域内の住民(消除者を含む。)
	その妥当性 証明書発行システム運用支援に関わる業務において、バックアップデータを作成する際等に、すべての住民基本台帳ファイルを取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁外の保守用端末)
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。
⑥委託先名		富士通JAPAN株式会社 千葉支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] 再委託する [] <div style="text-align: right;"> <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div>
	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑨再委託事項	証明書発行システムに関わる支援業務の一部を再委託している。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (58) 件 [] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める情報照会者(別紙2を参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令	
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める事務(別紙2を参照)	
③提供する情報	住基法第7条第4号に規定する事項であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] 10万人以上100万人未満 []	<small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(消除者を含む。)	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供を求められた都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1		番号法第9条第1項 別表に定める事務を行う部署(別紙3を参照)	
①法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表	
②移転先における用途		番号法第9条第1項 別表に定める事務(別紙3を参照)	
③移転する情報		氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		区域内の住民(消除者を含む。)	
⑥移転方法		<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
移転先2～5			
移転先6～10			
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<船橋市における措置> ・住民異動届書、転出証明書、申請書等については、施設可能な保管庫にて保管している。 ・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止するサーバー室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	[20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・現存者については、すべて保存している。 ・住民票は消除された日から住基法施行令第34条に基づき、150年間は保存する。	

<p>③消去方法</p>	<p><船橋市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届書、転出証明書、申請書等については、法定保存年限の1年間経過後は、廃棄している。 ・消除後150年度を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を消去する。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
<p>7. 備考</p>	
<p>—</p>	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(消除者を含む。)
その必要性	住基ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報:住基ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月13日
⑥事務担当部署	船橋市市民生活部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットワークシステムに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示	市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性 —	
⑦使用の主体	使用部署 ※	戸籍住民課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバー)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー/全国サーバー)。 	
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日	平成27年7月13日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	住基ネットワークシステム運用支援業務委託
①委託内容	市町村CSのシステム運用に関わる業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 区域内の住民(消除者を含む。)
	その妥当性 既存住基システムとの整合性確認、バックアップデータ作成等ですべての本人確認情報ファイルを取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁外の保守用端末)
⑤委託先名の確認方法	市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。
⑥委託先名	富士通JAPAN株式会社 千葉支社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑨再委託事項 住基ネットワークシステム運用支援業務委託の一部を再委託している。
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(消除者を含む。)	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住基ネットワークシステム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時	
提供先2～5		
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)	
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(消除者を含む。)	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	船橋市市民生活部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)								
③入手の時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。								
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットワークシステムを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。								
⑤本人への明示	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)								
⑥使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。								
	変更の妥当性 —								
⑦使用の主体	使用部署 ※	戸籍住民課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。								
	情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。							
	情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし							
⑨使用開始日	平成27年10月5日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> (1) 件	＜選択肢＞		1) 委託する	2) 委託しない				
＜選択肢＞									
1) 委託する	2) 委託しない								

委託事項1		住基ネットワークシステム運用支援業務委託
①委託内容		市町村CSのシステム運用に関わる業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民
	その妥当性	既存住基システムとの整合性確認、バックアップデータ作成等ですべての送付先情報ファイルを取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁外の保守用端末)
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。
⑥委託先名		富士通JAPAN株式会社 千葉支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑨再委託事項	住基ネットワークシステム運用支援業務委託の一部を再委託している。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき委任を受け個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル ※要配慮個人情報を含まない。

<既存住基システム>

1. 宛名番号
2. 住民票コード
3. 個人番号
4. 世帯番号
5. 氏名情報
6. 生年月日
7. 性別
8. 続柄
9. 住民となった年月日
10. 住民となった届出年月日
11. 住民となった事由
12. 住民区分(日本人・外国人)
13. 世帯主情報
14. 現住所情報
15. 住所を定めた年月日
16. 住所を定めた届出年月日
17. 前住所情報
18. 転入元住所情報
19. 転出先住所情報(消除事由・先住所・消除届出日・消除日または改製日・転入通知の旨)
20. 本籍・筆頭者情報
21. 備考欄履歴情報
22. 事実上の世帯主情報
23. 消除情報
24. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)
25. 国籍(外国人住民のみ)
26. 住基法30条45規定区分(外国人住民のみ)
27. 在留カード等の番号(外国人住民のみ)
28. 在留資格情報(外国人住民のみ)
29. 通称(外国人住民のみ)
30. 通称の記載と消除に関する事項(外国人住民のみ)
31. 転出予定者情報
32. 除票住民票情報
33. 証明書発行履歴情報
34. 異動履歴情報
35. 住基カード発行状況
36. 個人番号カード等情報
37. 自動交付機カード情報
38. 在留カード等情報
39. 出入国在留管理庁通知履歴
40. 市町村通知履歴
41. 戸籍附票通知履歴
42. 処理停止情報
43. 国保資格
44. 国保記号番号
45. 国保取得日
46. 国保取得事由
47. 国保喪失日
48. 国保喪失事由
49. 国保退職該当日
50. 国保退職非該当日
51. 介護保険資格
52. 介護被保険者番号
53. 介護被保険者区分
54. 介護取得日
55. 介護喪失日
56. 児童手当資格
57. 児童手当開始年月
58. 児童手当終了年月
59. 国民年金資格
60. 基礎年金番号
61. 年金種別
62. 年金資格取得日
63. 年金資格喪失日
64. 後期高齢資格
65. 後期高齢被保番号
66. 後期高齢取得日

67. 後期高齢取得事由
68. 後期高齢喪失日
69. 後期高齢喪失事由
70. 転出証明書情報
71. 旧氏情報(日本人住民のみ)
72. 支援措置関係情報
73. 氏名の振り仮名
74. 旧氏の振り仮名
75. 氏名のカタカナ表記

<住基ネットゲートウェイシステム>

76. 既存住基システムの一部情報の副本

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2)本人確認情報ファイル ※要配慮個人情報を含まない。

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 清音化かな氏名
6. 生年月日
7. 性別
8. 市町村コード
9. 大字・字コード
10. 郵便番号
11. 住所、
12. 外字数(住所)
13. 個人番号
14. 住民となった日
15. 住所を定めた日
16. 届出の年月日
17. 市町村コード(転入前)
18. 転入前住所
19. 外字数(転入前住所)
20. 続柄
21. 異動事由
22. 異動年月日
23. 異動事由詳細
24. 旧住民票コード
25. 住民票コード使用年月日
26. 依頼管理番号
27. 操作者ID
28. 操作端末ID
29. 更新順番号
30. 異常時更新順番号
31. 更新禁止フラグ
32. 予定者フラグ
33. 排他フラグ
34. 外字フラグ
35. レコード状況フラグ
36. タイムスタンプ
37. 旧氏 漢字
38. 旧氏 外字数
39. 旧氏 ふりがな
40. 旧氏 外字変更連番

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3)送付先情報ファイル ※要配慮個人情報を含まない。

1. 送付先管理番号
2. 送付先郵便番号
3. 送付先住所 漢字項目長
4. 送付先住所 漢字
5. 送付先住所 漢字外字数
6. 送付先氏名 漢字項目長
7. 送付先氏名 漢字
8. 送付先氏名 漢字 外字数
9. 市町村コード
10. 市町村名 項目長
11. 市町村名
12. 市町村郵便番号
13. 市町村住所 項目長
14. 市町村住所
15. 市町村住所 外字数
16. 市町村電話番号
17. 交付場所名 項目長
18. 交付場所名
19. 交付場所名 外字数
20. 交付場所郵便番号
21. 交付場所住所 項目長
22. 交付場所住所
23. 交付場所住所 外字数
24. 交付場所電話番号
25. カード送付場所名 項目長
26. カード送付場所名
27. カード送付場所名 外字数
28. カード送付場所郵便番号
29. カード送付場所住所 項目長
30. カード送付場所住所
31. カード送付場所住所 外字数
32. カード送付場所電話番号
33. 対象となる人数
34. 処理年月日
35. 操作者ID
36. 操作端末ID
37. 印刷区分
38. 住民票コード
39. 氏名 漢字項目長
40. 氏名 漢字
41. 氏名 漢字 外字数
42. 氏名 かな項目長
43. 氏名 かな
44. 郵便番号
45. 住所 項目長
46. 住所
47. 住所 外字数
48. 生年月日
49. 性別
50. 個人番号
51. 住基法30条45規定区分(外国人住民のみ)
52. 在留期間の満了の日
53. 代替文字変換結果
54. 代替文字氏名 項目長
55. 代替文字氏名
56. 代替文字住所 項目長
57. 代替文字住所
58. 代替文字氏名位置情報
59. 代替文字住所位置情報
60. 外字フラグ
61. 外字パターン
62. 旧氏 漢字
63. 旧氏 外字数
64. 旧氏 ふりがな
65. 旧氏 外字変更連番
66. ローマ字 氏名
67. ローマ字 旧氏

(別紙2 令和7年1月31日現在)

番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険法に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
8	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
10	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
11	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
13	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている特定個人情報)
14	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
15	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
19	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
20	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十二年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
21	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
22	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
23	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
24	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
25	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
26	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
27	地方公務員共済組合又は 全国市町村職員共済 組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組 合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律 第百五十三号)による年金である給付の支給に関する 事務であって第八十六条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
28	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による 福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定める もの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
29	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第 八十九条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
30	厚生労働大臣又は都道 府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別 児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三 条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
31	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害 児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年 法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の 支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
32	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第 九十八条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
33	市町村長(児童手当法 第十七条第一項の表の 下欄に掲げる者を含 む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関 する事務であって第八十条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
34	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和五十八年法律 第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見 舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務 であって第一百条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣	110	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休 業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であ って第一百十二条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣	112	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務 であって第一百四十四条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
37	後期高齢者医療広域連 合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者 医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であ って第一百七十七条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
38	厚生労働大臣	118	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の 規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給す るものとされた年金である保険給付の支給に関する事務 であって第二百二十条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
39	特定優良賃貸住宅の供 給の促進に関する法律 (平成五年法律第五十二 号)第十八条第二項 に規定する賃貸住宅の 建設及び管理を行う都 道府県知事又は市町村 長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による 賃貸住宅の管理に関する事務であって第二百二十六条 で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている特定個人情報)
40	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
41	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
42	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援残事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
43	都道府県知事	136	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第百三十八条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
46	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
47	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	149	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第百五十一条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
50	厚生労働大臣	150	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている特定個人情報)
52	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
53	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
54	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
55	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
57	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
58	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
59	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	住民票関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

(別紙3 令和7年1月31日現在)住民基本台帳ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	保健総務課	住基法第1条	番号法別表の8の項 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
2	療育支援課	住基法第1条	番号法別表の9の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
3	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表の9の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
4	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表の9の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
5	保育入園課	住基法第1条	番号法別表の9の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
6	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表の10の項 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
7	健康づくり課	住基法第1条	番号法別表の14の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
8	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表の20の項 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2) 1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
9	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表の21の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
10	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表の22の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
11	生活支援課	住基法第1条	番号法別表の23の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2) 1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

12	市民税課	住基法第1条	番号法別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
13	資産税課	住基法第1条	番号法別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
14	税務課	住基法第1条	番号法別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
15	住宅政策課	住基法第1条	番号法別表の27の項 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
16	国保年金課	住基法第1条	番号法別表の44の項 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
17	国保年金課	住基法第1条	番号法別表の46の項 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
18	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表の51の項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
19	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表の56の項 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
20	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表の60の項 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
21	高齢者福祉課	住基法第1条	番号法別表の61の項 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
22	こども家庭支援課	住基法第1条	番号法別表の63の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
23	こども家庭支援課	住基法第1条	番号法別表の64の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
24	こども家庭支援課	住基法第1条	番号法別表の65の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

25	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表の66の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
26	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表の67の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
27	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表の68の項 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
28	地域保健課	住基法第1条	番号法別表の70の項 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
29	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表の71の項 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
30	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表の74の項 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
31	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表の81の項 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
32	職員課	住基法第1条	番号法別表の81の項 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
33	国保年金課	住基法第1条	番号法別表の85の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
34	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表の94の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
35	生活支援課	住基法第1条	番号法別表の95の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
36	介護保険課	住基法第1条	番号法別表の100の項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
37	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表の104の項 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

38	保健総務課	住基法第1条	番号法別表の105の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
39	健康づくり課	住基法第1条	番号法別表の111の項 健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
40	地域保健課	住基法第1条	番号法別表の111の項 健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
41	国保年金課	住基法第1条	番号法別表の116の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
42	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表の117の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
43	地域保健課	住基法第1条	番号法別表の117の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
44	健康づくり課	住基法第1条	番号法別表の126の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
45	保育入営課	住基法第1条	番号法別表の127の項 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
46	学務課	住基法第1条	番号法別表の127の項 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
47	保健総務課	住基法第1条	番号法別表の131の項 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
48	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表の135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
49	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表の135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
50	生活支援課	住基法第1条	船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。)別表その1の1の項 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

51	子育て 給付課	住基法第 1条	船橋市番号利用条例別表その1の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で定 めるもの	氏名、生年月日、性別、 住所、個人番号、異動事 由、異動年月日等の住民 基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者 を含む。)	庁内連 携シス テム	照会を受けた ら都度
52	障害福 祉課	住基法第 1条	船橋市番号利用条例別表その1の3の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、 住所、個人番号、異動事 由、異動年月日等の住民 基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者 を含む。)	庁内連 携シス テム	照会を受けた ら都度
53	障害福 祉課	住基法第 1条	船橋市番号利用条例別表その1の5の項 障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に 関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、 住所、個人番号、異動事 由、異動年月日等の住民 基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者 を含む。)	庁内連 携シス テム	照会を受けた ら都度
54	障害福 祉課	住基法第 1条	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務 であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、 住所、個人番号、異動事 由、異動年月日等の住民 基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者 を含む。)	庁内連 携シス テム	照会を受けた ら都度
55	子育て 給付課	住基法第 1条	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する事 務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、 住所、個人番号、異動事 由、異動年月日等の住民 基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者 を含む。)	庁内連 携シス テム	照会を受けた ら都度
56	子育て 給付課	住基法第 1条	船橋市番号利用条例別表その1の8の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で 定めるもの	氏名、生年月日、性別、 住所、個人番号、異動事 由、異動年月日等の住民 基本台帳情報	3) 10万人以上100 万人未満	区域内の住民(消除者 を含む。)	庁内連 携シス テム	照会を受けた ら都度
57	保健総 務課	住基法第 1条	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務であっ て規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、 住所、個人番号、異動事 由、異動年月日等の住民 基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者 を含む。)	庁内連 携シス テム	照会を受けた ら都度
58	障害福 祉課	住基法第 1条	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務で あって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、 住所、個人番号、異動事 由、異動年月日等の住民 基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者 を含む。)	庁内連 携シス テム	照会を受けた ら都度

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出／申請の際に本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行う。 ・届出／申請内容を、窓口受付時・システム入力前に申請／届出書類に記載された項目の確認を行い、システム入力後に入力情報と申請／届出書類の内容との照合を実施している。 ・市町村CSからの情報入手にあたっては、対象者以外の情報を入手する事はできない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出／申請にあたり記載すべき書類には記入すべき項目を明示した様式としている。 ・届出／申請内容を、窓口受付時・システム入力前に申請／届出書類に記載された項目の確認を行い、システム入力後に入力情報と申請／届出書類の内容との照合を実施している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届出の受付時にあたり、住基法第27条の規定により本人又は代理人による届出に限って受領しており、届出人の確認を厳格に行っている。 ・業務システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・通知カードと主務省令で定める書類 顔写真入りの官公署発行の身分証明書 顔写真なしの官公署発行の資格証（保険証、国民年金手帳等）2点
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード等の提示受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、住基ネットワークシステムにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。 ・住民基本台帳情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、情報セキュリティ管理者（所属長）の許可を得て行うこととする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請／届出書類等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ・申請／届出書類の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止している。 ・全職員を対象として、情報管理職場研修（上司と部下が情報管理について確認する研修）及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民基本台帳情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。また、権限のない者のアクセスは認めていない仕組みとしている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務からアクセスされる住民基本台帳情報の基本情報を保持するテーブルと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	既存住基システムの操作者権限を個別のIDの割り当てとパスワード設定により管理し、権限のない第三者による不正なシステムへのアクセスを防止している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・発行管理: 人事異動、操作権限の変更があった場合にはシステム利用申請に基づき利用者登録を行い、管理簿に記録して管理している。 ・失効管理: 人事異動情報に基づき、管理簿に記録して管理している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム利用者の権限対応表により権限を管理している。 ・不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・住民基本台帳情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、届出書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	・業務に使用する端末を操作をする際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・必要ときにいつでも操作ログを確認できる。 ・システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知している。 ・システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知している。 ・業務外利用によって情報に不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知している。 ・適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 2 目的外使用及び目的外提供の禁止 3 無断複写・複製の禁止 4 授受方法 5 契約終了時の返還義務 6 従事者に対する遵守事項の周知義務 7 管理者の設置と報告 8 再委託の制限 9 苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 10 損害賠償 11 閲覧者・更新者の制限 12 個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 13 必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。 14 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 15 再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	提供・移転された特定個人情報（個人番号、4情報等）の操作ログを10年分保存している。なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	住民基本台帳情報の移転については、事前に書面により申請の上、情報セキュリティ管理者（所属長）の承認を得なければならず、データ移転先に対して住民記録データ利用申請を求め、データ利用の目的及び法的根拠等から可否判断を行い、データ利用承認した所属に限ってデータの移転をしている。また、提供については、番号法第19条において定められた事務に限定して行うものとしている。なお、必要に応じて操作ログを確認することができるものとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムの運用における措置> 情報提供におけるログを記録する。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><自治体中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムの運用における措置> 情報提供におけるログを記録する。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③自治体中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><自治体中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムの運用における措置> 自治体中間サーバーと連携される住民基本台帳情報の更新は、入力後の照合作業等により正確性を担保している。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
---	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	[十分に整備している]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	[十分に整備している]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>

<p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><船橋市における措置> ・サーバー室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ・情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体等の持ち込みを禁止する。 ・情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>
<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><船橋市における措置> ・ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ・サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	
再発防止策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。 	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	住民票の除票は150年間保管するため、当該期間の間は現存者と同様に管理している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住基法第34条の規定に基づき実態調査を実施した結果により、住民基本台帳の記載又は削除を行うことで、正確な住民記録を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p><船橋市における措置> システム上、保管期間(150年間)の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・総務省告示第334号（第6ー7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード ・通知カードと主務省令で定める書類 顔写真入りの官公署発行の身分証明書 顔写真なしの官公署発行の資格証（保険証、国民年金手帳等）2点
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、住基ネットワークシステムにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。 ・本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、情報セキュリティ管理者（所属長）の許可を得て行うこととする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバー上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバー自体には、外部からのこじあげ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・市町村CSのサーバー上には住基ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させない。 ・市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、機器の構成管理を適切に行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発行管理: 人事異動、操作権限の変更があった場合にはシステム利用申請に基づき利用者登録を行い、管理簿に記録して管理している。 ・失効管理: 人事異動情報に基づき、管理簿に記録して管理している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、届出書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	・業務に使用する端末を操作をする際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要ときにいつでも操作ログを確認できる。 ・システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知している。 ・システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知している。 ・業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知している。 ・適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 2 目的外使用及び目的外提供の禁止 3 無断複写・複製の禁止 4 授受方法 5 契約終了時の返還義務 6 従事者に対する遵守事項の周知義務 7 管理者の設置と報告 8 再委託の制限 9 苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 10 損害賠償 11 閲覧者・更新者の制限 12 個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 13 必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。 14 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 15 再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供を行う際に、提供記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。なお、市町村CS以外を通じて本人確認情報を提供・移転することはない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（都道府県サーバー）と市町村CSとの間の通信では、相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <船橋市における措置> ・サーバー室等の管理区域に設置しており、入室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ・情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体等の持ち込みを禁止する。 ・情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <船橋市における措置> ・ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ・サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	
再発防止策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。 	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	既存住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p><船橋市における措置></p> <p>システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード ・通知カードと主務省令で定める書類 顔写真入りの官公署発行の身分証明書 顔写真なしの官公署発行の資格証（保険証、国民年金手帳等）2点
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバーから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得する仕組みとなっている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバー上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバー自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・市町村CSのサーバー上には住基ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させない。 ・市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、機器の構成管理を適切に行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発行管理: 人事異動、操作権限の変更があった場合にはシステム利用申請に基づき利用者登録を行い、管理簿に記録して管理している。 ・失効管理: 人事異動情報に基づき、管理簿に記録して管理している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に使用する端末を操作をする際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要などきにいつでも操作ログを確認できる。 ・システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知している。 ・システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知している。 ・業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知している。 ・適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。 船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> 市町村CS端末に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。 市町村CSシステムの操作仕様に、文字情報を複写する機能を持たない。 必要な操作以外送付先情報を表示しない。 必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。 			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない			
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	委託先の社会的信用力をプライバシーマーク等の公的機関の認定取得情報で確認する。また、委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取扱いが適正であるか確認している。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限とし、厳重なアカウント管理により、システム上で操作権限を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 船橋市が承認した再委託者を除く第三者への提供は認めず、船橋市の承認がある場合以外特定個人情報の複写・複製を認めない。 船橋市が必要があると認めたときは、契約の内容が遵守されていること及び個人情報の取扱い状況を確認するため監査をすることができる。業務終了後についても同様とする。 発注者が必要があると認めたときは、契約の内容が遵守されていること及び個人情報の取扱い状況を確認するため監査をすることができる。業務終了後についても同様とする。 		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先への送付先情報ファイルの提供は原則行っていないが、業務処理のために使用する必要性が生じた場合は、権限の付与された職員と委託先との間でのみ行い、委託業務終了後は直ちに船橋市に返却するよう委託契約書に定めている。 船橋市が必要と認めるときは、委託先に対し報告を求め、実地調査を行うこととしている。 		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	送付先情報ファイルは原則提供していないが、業務処理のために使用する必要性が生じた場合は、委託業務終了後直ちに船橋市に返却することとしている。また、船橋市が別の方法を指示した時はその方法による。		

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 2 目的外使用及び目的外提供の禁止 3 無断複写・複製の禁止 4 授受方法 5 契約終了時の返還義務 6 従事者に対する遵守事項の周知義務 7 管理者の設置と報告 8 再委託の制限 9 苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 10 損害賠償 11 閲覧者・更新者の制限 12 個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 13 必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。 14 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 15 再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供を行う際に、提供記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。なお、市町村CS以外を通じて送付先情報を提供・移転することはない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置:システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置:相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<船橋市における措置> ・サーバー室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ・情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体等の持ち込みを禁止する。 ・情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<船橋市における措置> ・ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ・サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	
再発防止策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。 	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<船橋市における措置> システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>システム実施手順に「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」をチェック項目として追加し、1年に1回自己点検に用いる。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><内部監査> 内部の監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p><外部監査> 民間機関等より調達する外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPIにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を順守させている。 ・システム操作関係職員(非常勤職員、臨時職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>

3. その他のリスク対策

<船橋市における措置>

- ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。
- ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
②請求方法	<p>情報公開コーナー(船橋市役所本庁舎11階行政資料室内)に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記録されている公文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。</p> <p>※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。</p>
特記事項	
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法: 閲覧・視聴は無料、ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成) 及び送付に要する費用を負担。</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳の記録(個人番号利用事務) ・個人番号カード(個人番号利用事務)
公表場所	船橋市役所本庁舎11階行政資料室及び船橋市ホームページ (https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/001/p004126.html)
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	船橋市市民生活部戸籍住民課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2270
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる意見聴取の実施について、船橋市広報紙に記事を掲載し、ホームページ及び本庁舎・各出張所にて全文を閲覧できるようにする。意見聴取の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び事務担当課への持参による。
②実施日・期間	令和6年11月1日～令和6年12月2日(31日間)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	特になし。
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月10日
②方法	船橋市情報公開・個人情報保護審査会による点検を受けた。
③結果	「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書(素案)」は、特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・特定個人情報、住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	(略) 7. 送付先情報通知 : 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 (略)	(略) 7. 送付先情報通知 : 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	(略) (3)送付先情報ファイル : 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	(略) (3)送付先情報ファイル : 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 別紙1のとおり (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	(船橋市が提供) 番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、23の項、27の項、30の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、66の項、67の項、70の項、74の項、77の項、80の項、84の項、85の2の項、89の項、91の項、92の項、94の項、96の項、97の項、101の項、102の項、103の項、105の項、106の項、107の項、108の項、111の項、112の項、113の項、114の項、116の項、117の項、120の項 (船橋市が照会) : なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更及び法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(54)件	[○]提供を行っている(56)件 [○]移転を行っている(56)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号 別表第2に定める情報照会者(別紙2を参照) (別紙2 令和3年3月30日現在)	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙2を参照) (別紙2 令和4年2月17日現在)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙3 令和3年3月30日現在)	(別紙3 令和4年2月17日現在)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者については、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者については、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にならない。
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にならない。
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民台帳記録ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月17日	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民台帳記録ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	—	市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民台帳記録ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	—	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にならない。
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にならない。
令和4年2月17日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<船橋市における措置> ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更に伴い、新たに追記したもので、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更にならない。
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他 (庁内の保守用端末)	[O]その他 (庁外の保守用端末)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 千葉支社	富士通JAPAN株式会社 千葉支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他 (庁内の保守用端末)	[O]その他 (庁外の保守用端末)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通株式会社 千葉支社	富士通JAPAN株式会社 千葉支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他 (庁内の保守用端末)	[O]その他 (庁外の保守用端末)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 千葉支社	富士通JAPAN株式会社 千葉支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他 (庁内の保守用端末)	[O]その他 (庁外の保守用端末)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 千葉支社	富士通JAPAN株式会社 千葉支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・(略) ・ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・(略) ・ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民台帳記録ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	①市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。) その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民台帳記録ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<船橋市における措置> ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<船橋市における措置> ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ・(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	事後	組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和5年3月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務課へ進捗状況を報告する。	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務課へ進捗状況を報告する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(56)件 [○]移転を行っている(56)件	[○]提供を行っている(56)件 [○]移転を行っている(55)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	(別紙3 令和4年2月17日現在)	(別紙3 令和6年3月29日現在)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	「個人情報取扱事務届出簿」の帳票を公表している。	・住民基本台帳の記録(個人番号利用事務) ・個人番号カード(個人番号利用事務)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	船橋市役所本庁舎11階行政資料室	船橋市役所本庁舎11階行政資料室及び船橋市ホームページ (https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/001/p004126.html)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が提供) 番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、23の項、27の項、30の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、66の項、67の項、70の項、74の項、77の項、80の項、84の項、85の2の項、89の項、91の項、92の項、94の項、96の項、97の項、101の項、102の項、103の項、105の項、106の項、107の項、108の項、111の項、112の項、113の項、114の項、116の項、117の項、120の項 (船橋市が照会) (略)	(船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、48の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、91の項、92の項、96の項、106の項、108の項、110の項、112の項、115の項、118の項、124の項、129の項、130の項、132の項、136の項、137の項、138の項、141の項、142の項、144の項、149の項、150の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、163の項、164の項、165の項、166の項 (船橋市が照会) (略)	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない
令和7年1月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 情報提供ネットワークシステム	番号法別表第二正本情報 番号法別表第二副本情報	正本情報 副本情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されており、住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用するため。 ・番号法第19条 別表第二の特定個人情報の照会及び提供の事務において、個人番号に代えて利用する個人番号対応符号の取得に利用するため。	・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されており、住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用するため。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令の特定個人情報の照会及び提供の事務において、個人番号に代えて利用する個人番号対応符号の取得に利用するため。	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(56)件 [○]移転を行っている(55)件	[○]提供を行っている(60)件 [○]移転を行っている(58)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	(別紙2 令和4年2月17日現在)のとおり	(別紙2 令和7年1月31日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	別表第一	別表	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙3 令和6年3月29日現在)	(別紙3 令和7年1月31日現在)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	右記を追記	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	重要な変更
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右記を追記	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	重要な変更
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><船橋市における措置></p> <p>・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止するサーバー室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><船橋市における措置></p> <p>・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止するサーバー室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)</p>	事後	記載不要であったため、削除するものであり、重要な変更には当たらない
令和7年1月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<p>(1)住民基本台帳ファイル ※要配慮個人情報を含まない。 <既存住基システム> (略)</p> <p><住基ネットゲートウェイシステム> 72. 既存住基システムの一部情報の副本</p>	<p>(1)住民基本台帳ファイル ※要配慮個人情報を含まない。 <既存住基システム> (略)</p> <p>72. 支援措置関係情報 73. 氏名の振り仮名 74. 旧氏の振り仮名 75. 氏名のカタカナ表記</p> <p><住基ネットゲートウェイシステム> 76. 既存住基システムの一部情報の副本</p>	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<船橋市における措置> ・サーバー室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ・情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体等の持ち込みを禁止する。 ・情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	<船橋市における措置> ・サーバー室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ・情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体等の持ち込みを禁止する。 ・情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。	事後	記載不要であったため、削除するものであり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><船橋市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイアーウォールを設置している。 ・サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	<p><船橋市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイアーウォールを設置している。 ・サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。 	事後	記載不要であったため、削除するものであり、重要な変更には当たらない
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	<p>①市公式アプリ「ふなつぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性のある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。</p> <p>②放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。</p>	<p>放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	<p>①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。</p> <p>②「TO」で送信しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(略)	<p><船橋市における措置> (略)</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(略)	<p>(略)</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	令和2年2月3日	令和7年1月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和1年11月1日～令和1年12月2日(31日間)	令和6年11月1日～令和6年12月2日(31日間)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和2年1月7日	令和7年1月10日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書(素案)」は、特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報について、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。	「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書(素案)」は、特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・特定個人情報は、住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

(別紙2 令和4年2月17日現在)

番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
13	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
14	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
15	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
17	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
18	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
19	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
20	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
22	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
24	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
25	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
27	地方公務員 共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
28	地方公務員 共済組合又は 全国市町村職員共済 組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
29	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
30	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
31	厚生労働大臣 又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
33	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	市町村長 (児童手当 法第十七条 第一項の表 の下欄に掲 げる者を含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣	77	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
36	後期高齢者 医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
38	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
39	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	89	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
41	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
43	都道府県知事	96	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
46	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
49	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
50	厚生労働大臣	111	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
51	厚生労働大臣	112	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
52	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
56	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙3 令和4年2月17日現在)住民基本台帳ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	地域保健課	住基法第1条	番号法別表第一の7の項 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
2	療育支援課	住基法第1条	番号法別表第一の8の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
3	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の8の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
4	児童家庭課	住基法第1条	番号法別表第一の8の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
5	保育認定課	住基法第1条	番号法別表第一の8の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
6	児童家庭課	住基法第1条	番号法別表第一の9の項 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
7	健康づくり課	住基法第1条	番号法別表第一の10の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
8	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の11の項 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
9	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の12の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
10	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の14の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
11	生活支援課	住基法第1条	番号法別表第一の15の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

12	市民税課	住基法第1条	番号法別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
13	資産税課	住基法第1条	番号法別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
14	税務課	住基法第1条	番号法別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
15	住宅政策課	住基法第1条	番号法別表第一の19の項 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
16	国保年金課	住基法第1条	番号法別表第一の30の項 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
17	国保年金課	住基法第1条	番号法別表第一の31の項 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
18	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の34の項 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
19	児童家庭課	住基法第1条	番号法別表第一の37の項 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
20	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の40の項 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
21	高齢者福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の41の項 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
22	児童家庭課	住基法第1条	番号法別表第一の43の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
23	児童家庭課	住基法第1条	番号法別表第一の44の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
24	児童家庭課	住基法第1条	番号法別表第一の45の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
25	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の46の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
26	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の47の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

27	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の48の項 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
28	地域保健課	住基法第1条	番号法別表第一の49の項 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
29	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の50の項 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
30	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の53の項 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
31	児童家庭課	住基法第1条	番号法別表第一の56の項 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
32	職員課	住基法第1条	番号法別表第一の56の項 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
33	国保年金課	住基法第1条	番号法別表第一の59の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
34	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の62の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
35	生活支援課	住基法第1条	番号法別表第一の63の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
36	介護保険課	住基法第1条	番号法別表第一の68の項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
37	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の69の項 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
38	保健総務課	住基法第1条	番号法別表第一の70の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
39	国保年金課	住基法第1条	番号法別表第一の83の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

40	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
41	地域保健課	住基法第1条	番号法別表第一の84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
42	健康づくり課	住基法第1条	番号法別表第一の93の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
43	保育認定課	住基法第1条	番号法別表第一の94の項 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
44	学務課	住基法第1条	番号法別表第一の94の項 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
45	地域保健課	住基法第1条	番号法別表第一の98の項 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
46	児童家庭課	住基法第1条	番号法別表第一の100の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
47	生活支援課	住基法第1条	船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。)別表その1の1の項 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
48	児童家庭課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
49	障害福祉課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の3の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
50	児童家庭課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の4の項 母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
51	障害福祉課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の5の項 障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
52	障害福祉課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
53	児童家庭課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
54	児童家庭課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の8の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
55	地域保健課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

56	障害福祉課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
----	-------	--------	---	---	----------	-----------------	----------	-----------

(別紙3 令和6年3月29日現在)住民基本台帳ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	保健総務課	住基法第1条	番号法別表第一の7の項 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
2	療育支援課	住基法第1条	番号法別表第一の8の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
3	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の8の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
4	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表第一の8の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
5	保育入園課	住基法第1条	番号法別表第一の8の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
6	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表第一の9の項 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
7	健康づくり課	住基法第1条	番号法別表第一の10の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
8	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の11の項 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
9	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の12の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
10	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の14の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
11	生活支援課	住基法第1条	番号法別表第一の15の項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

12	市民税課	住基法第1条	番号法別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
13	資産税課	住基法第1条	番号法別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
14	税務課	住基法第1条	番号法別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
15	住宅政策課	住基法第1条	番号法別表第一の19の項 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
16	国保年金課	住基法第1条	番号法別表第一の30の項 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
17	国保年金課	住基法第1条	番号法別表第一の31の項 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
18	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の34の項 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
19	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表第一の37の項 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
20	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の40の項 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
21	高齢者福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の41の項 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
22	こども家庭支援課	住基法第1条	番号法別表第一の43の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
23	こども家庭支援課	住基法第1条	番号法別表第一の44の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
24	こども家庭支援課	住基法第1条	番号法別表第一の45の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
25	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の46の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
26	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の47の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

27	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の48の項 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
28	地域保健課	住基法第1条	番号法別表第一の49の項 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
29	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の50の項 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
30	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の53の項 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
31	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表第一の56の項 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
32	職員課	住基法第1条	番号法別表第一の56の項 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
33	国保年金課	住基法第1条	番号法別表第一の59の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
34	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の62の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
35	生活支援課	住基法第1条	番号法別表第一の63の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
36	介護保険課	住基法第1条	番号法別表第一の68の項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3) 10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
37	地域福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の69の項 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
38	保健総務課	住基法第1条	番号法別表第一の70の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
39	国保年金課	住基法第1条	番号法別表第一の83の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1) 1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度

40	障害福祉課	住基法第1条	番号法別表第一の84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	2)1万人以上10万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
41	地域保健課	住基法第1条	番号法別表第一の84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
42	健康づくり課	住基法第1条	番号法別表第一の93の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
43	保育入園課	住基法第1条	番号法別表第一の94の項 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
44	学務課	住基法第1条	番号法別表第一の94の項 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
45	保健総務課	住基法第1条	番号法別表第一の98の項 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
46	子育て給付課	住基法第1条	番号法別表第一の100の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
47	生活支援課	住基法第1条	船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。)別表その1の1の項 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
48	子育て給付課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
49	障害福祉課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の3の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
50	障害福祉課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の5の項 障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
51	障害福祉課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
52	子育て給付課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
53	子育て給付課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の8の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	3)10万人以上100万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
54	保健総務課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度
55	障害福祉課	住基法第1条	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	1)1万人未満	区域内の住民(消除者を含む。)	庁内連携システム	照会を受けたら都度